

長崎県福祉サービス第三者評価結果報告

1. 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

2. 事業者情報

名称：社会福祉法人 つかさ会 ノーブル	種別：就労継続支援A型 就労継続支援B型
代表者氏名：志賀 正幸	定員（利用人数）： 20人（24人）
所在地： 長崎県南島原市加津佐町戊1152-19 Tel： 0957-87-5977	

3. 総評

◇特に評価の高い点

1. 利用者の生活安定に向けた取り組み

母体法人は1991年に障害者の社会参加を目的に設立されている。

障害があっても働く権利とその意欲と希望、夢を持ち続けている人たちの思いを実現するために働く場を創設し、一緒に働く仲間がいる環境を提供し支援している。

また、利用者の希望が表出した場合は、希望に沿えるよう支援プログラムを見直し、段階を踏んで少しでも本人が希望する作業を担当できるよう支援している。

事業所は現在の作業が減少し利用者の生活が不安定にならないよう、新事業を考案し推進することで、生活安定に繋がるよう努めている。このことは事業所の特出すべき点である。

2. 利用者本位の精神

利用者一人ひとりの障害を把握し、個々に合わせた作業内容や支援のプログラムを策定している。支援プログラムは一人ひとりの状況に合わせて検討されており、精神安定が最優先の利用者には月に2回職員とマンツーマンで会話する面談を行い、作業で思っていること、不満な点など内心を吐露してもらうことで安定につながっている。

利用者は作業に従事することで、一日の張り合いを持ち、休憩中の職員や仲間とのたわいのない談笑が楽しみとなっている。

職員が支援する働く場とそこに集う仲間がいる環境は、利用者一人ひとりにとって有意義な日々を送る基盤となっており、事業所が目指す「障害者の社会参加」が具現化していることが確認できた。

3. 自己評価への真摯な取り組み

今回、初めての福祉サービス第三者評価受審であった。多忙な日々の中、自己評価作成は困難も多かったと思われるが、自身に厳しい評価を行っておられる。

管理者は今回の第三者評価への取り組みで抽出された課題を真摯に受け止め、今後の事業所運営に活かすことを表明しておられ、利用者の幸せのために更なる発展が期待できる。

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画の策定

単年度毎の事業展開の計画はあり、今後の事業展開の構想も具体的に示されているが、それに対する中・長期計画が明文化されていない。

継続的な目標達成のためにも中・長期計画を策定し、将来的な方向性の共有を図ることに期待する。

2. 利用者支援の質の向上を目指す取り組み

自己評価、第三者評価とも同様の評価であった項目が多かったが、中でも利用者支援に関わる業務マニュアルを含む様々な文書化は早期に取り組むべき改善項目である。

利用者支援の基本となる業務マニュアル、利用者の安全を守るためのリスクに応じたマニュアルやヒヤリハット、個人情報保護に関する規程などを作成し、職員に周知することが望まれる。また、サービスの標準化に向けて定期的な評価、見直し、実践を繰り返す仕組みを構築し利用者支援の質の向上に繋げることが期待される。

3. 職員の育成

福祉の専門職としての職員の能力を客観的に判断、評価し個々の職員に必要な資格、教育等を計画的に推進することが望まれる。

法人の事業計画にも、「専門的な就労支援」における職員の資質の向上が謳われており、個人面談などで本人の希望する業務や将来像を把握し、目標に向かって日々の業務を遂行できるような指導や職員の目標達成度を評価する仕組み作り等、事業所が積極的に育成に携わることが必要と考える。

職員の質の向上は、利用者の幸せに繋がることであり、今後の体制構築に期待したい。

4. 家族との連携

障害者支援は、事業所、地域、家族など本人を取り巻く周囲の連携が不可欠である。作業が中心の支援ではあるが、本人の急変や災害などの緊急事態の対応も含め本人の状況について互いに情報を共有することが求められる。グループホーム利用ではなく、自宅から通う利用者について家族との連携体制の検討に着手することが望まれる。

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、初めて第三者評価を受審しました。

第三者評価の目的を事前に説明していただきましたが、やはり最初は「評価される」という意識があったようです。

しかし、評価の報告を受け、自分達では気づくことが出来なかった、事業所の良い所（強み）や課題が明確になったことで、職員全員、第三者評価に対する印象は変わったようです。

今後、良い所はより充実させ、課題は工夫改善し、利用者の満足度を高めていくための指針となりました。

ありがとうございました。

5. 各評価項目にかかる第三者評価結果（別紙）

6. 利用者調査の概要（別紙）

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

I 福祉サービスの基本方針と組織	
1 理念・基本方針	
(1) 理念、基本方針が確立されている。	第三者評価
①理念が明文化されている。	a
②理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
【コメント】 「笑顔のために汗をかき、愛する喜びを分かち合い、愛される感動を得る」という理念は法人事業計画に記載され、地域の社会資源としての役割を使命とし、地域社会から愛される法人目指している。更に職員、利用者どちらにも通ずる理念が確立され明文化されている。 理念に基づき「先駆的で専門的な取り組みへのチャレンジ」と「高齢福祉分野事業の創設準備」の2つの基本方針が掲げられており、障害福祉分野ではケアホームやグループホームの充実をはかり日常生活支援や精神障害や発達障害に対応できる専門的な職員の資質向上、就労移行支援所開設準備、また高齢者福祉分野事業参入に向けての調査、研究等、具体的な内容となっている。	
(2) 理念、基本方針が周知されている。	第三者評価
①理念や基本方針が職員に周知されている。	b
①理念や基本方針が利用者等に周知されている。	c
【コメント】 理念や基本方針は文書で職員の個人ファイルで管理され、毎年度初めの辞令交付式後、説明が行われている。しかしその内容を理解を促す継続的な取り組みには至っていない。 年度初めに開催される家族会総会で、管理者が資料をもとに説明を行っている。欠席家族には資料を郵送している。ただし、利用者には説明や理解しやすい工夫等、今のところ行われていない。今後は職員や利用者に向けた理念、基本方針の周知について検討工夫が望まれる。	
2 事業計画の策定	
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価
①中・長期計画が策定されている。	c
②中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	c
【コメント】 単年度毎の事業計画は事業の核となる具体的な計画が作成されているが、中・長期計画の策定がないため、将来的な目標に対する組織的な取り組みが形成できない現状である。理念や基本方針を実現するための目標に向けた中・長期計画策定について検討を期待したい。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価
① 事業計画の策定が組織的に行われている。		a
② 事業計画が職員に周知されている。		a
③ 事業計画が利用者等に周知されている。		a
【コメント】 事業所の事業計画策定は管理者が行っている。更に定期的な生産会議で状況把握、評価を行い職員参画のもと組織的に見直しを行っている。 事業計画は辞令交付式後、個人ファイルで職員に渡され、法人研修会で説明が行われる。その内容は具体的でわかりやすい。計画の進捗状況は定期的な生産会議によって常に職員に周知され、生産会議に不参加の事務職員は回覧で確認できる仕組みがある。 事業計画は年度初めの家族会総会で事業計画を資料をもとにわかりやすく説明を行っている。利用者には朝礼で作業仕上げ目標等を説明しており、来期の配食事業計画について説明し、設備等の視察に利用者が1名同行している。		
3 管理者の責任とリーダーシップ		
(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価
① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。		c
② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		b
【コメント】 管理者の役割については職務体制や職務組織票で災害時を含み文書化されている。ただし、会議や研修における表明や広報誌等への掲載は行っておらず、積極的に役割と責任を表明されることを期待したい。 管理者は事業運営に不可欠な労働基準法、安全衛生法、食品表示、商標登録など関係法令等について資料収集や研修参加を行っており、職員に回覧で周知させる取組を行っている。今後は収集した遵守すべき法令のリスト化などへの取り組みが望まれる。		
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価
① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。		a
② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。		a
【コメント】 管理者は実施する福祉サービスの現状について常に現状分析を行い職員の指導を行っている。特に近年、利用者の動向が変わり知的障害の方だけでなく、精神障害の方が増えており、障害の特性に応じた支援体制に意識を変えることを重視し実施している。具体的には精神障害の方は相談室で個別に話す回数を増やすことで安定を保たれており、それが生産性にも繋がっている。 業務の効率化では定期的な生産会議で検討が行われ、仕事の内容に応じて利用者の人選や作業動線を検討し効率化を図っている。また職員に財務データを公開し、課題を自分達の問題として認識してもらい具体的な効率化や改善に向けての意見を事業計画の修正に活かしている。		

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

II 組織の運営管理	
1 経営状況の把握	
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価
① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	b
② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
③ 外部監査が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>社会福祉事業全体の動向については、特に生産活動施設で構成する団体の「セルフ通信」で把握しており、地域情報については「就労支援ネットワーク協議会」の相談増加が基準となっている。また地域のニーズとして、他事業所のディサービスを利用しない日がある障害者や独居高齢者世帯のデータ収集に動いており、その結果、配食サービスの必要性を把握し、来期に向けて「配食事業」という新事業計画が具体化している。今後、事業計画に反映する予定である。</p> <p>生産活動は定期的な生産会議で収集したデータを分析検討し、生産部門の経営改善策として「配食事業」という新事業の計画が来期に向けて具体化しており、職員に周知している。</p> <p>又、財務面で会計事務所による定期的な指導を受けており、現状が確認でき、コスト面や作業動線を変える改善実施に繋がっている。</p>	
2 人材の確保・養成	
(1) 人事管理の体制が整備されている。	第三者評価
① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	c
② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	c
<p>【コメント】</p> <p>必要な人材に関する具体的なプランということで、例えば来期、構想中の配食サービスについて、いつまでに調査し、設備設置、人を入れる時期など具体的なプランが確立していない状況である。同様、事業所の求人にも精神保健福祉士を要件に入れる話も出ているが具体化していない現状であり、基本方針や今後の計画実現のために、人員体制プランや人事管理に関する方向の確立に期待する。</p> <p>人事考課は法人全体で一時的に試みた時期があったが現在途絶えており、職員についての客観的な基準がない状態である。人事考課は給与に反映させるだけでなく、職員の能力、課題の発見などに役立つものでもあり、今後の取り組みが望まれる。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価
① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	c
② 職員の福利厚生や健康に維持に積極的に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>有給休暇消化率を含む就業状況の把握は管理者が行っているが、その分析、検討や、改善策を検討する仕組みはない現状である。職員が相談できるカウンセラーや専門家の確保はないものの、管理者や主任が利用者の指導に関する相談等を受け職員が働きやすくなるよう心掛けている。</p> <p>今後は職員の就業状況を分析、検討し課題については改善策を講じるための仕組みづくりが望まれる。</p> <p>健康診断は年1回実施しており、正月や盆前の「お疲れさま会」や、全体研修後の新年会で親睦を深めている。ただし、個人面談等、職員の意向を表に出す仕組み作りや他事業所の福利厚生事業を参考にすることも検討が望まれる。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	c
<p>【コメント】</p> <p>法人の基本姿勢を基に作られた事業計画の「精神疾患、発達障害者に対する勉強会や支援技術のための研修」は平成23年度の事業所事業計画に繋がっており今期は「個別支援計画に関する研修会」を行い南高来郡の精神科医の研修を実施している。</p> <p>職員一人ひとりについての教育、研修計画はまだ策定されておらず、管理者が研修内容によって受講すべき職員の人選を行っている状況である。</p> <p>また、研修受講後の報告や法人内研修での発表の機会は設けているが、研修成果についての評価、分析までには至っていない。事業所内部研修はレポートはなく、参加者の感想しか文書化していない。</p> <p>今後は、事業所の基本姿勢に則り、職員一人ひとりについて、必要な教育、研修、資格取得などの計画を立てることを期待したい。更に計画に沿った実施、その成果について評価、見直しなど一連の仕組み作りを行い、職員の質の向上に向けた体制の確立が待たれる。</p>	
(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	第三者評価
① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
<p>【コメント】</p> <p>これまで利用者への配慮から実習生受入れは、行っておらず、学校等からの問い合わせもない状況で受入れの機会がなかった。</p> <p>実習生受入れは事業所にとって将来的な人材確保、養成に繋がる事業であり、まずは受入れの基本姿勢の明文化、実習指導者に対する研修体制を整え、社会福祉協議会等と連携し取り組みが行われることに期待する。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

3 安全管理	
(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	第三者評価
① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	c
② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	c
③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	c
<p>【コメント】</p> <p>過去1年間でも安全に関する問題は発生していない。 管理者は日頃から利用者の安全確保のため避難経路に物を置かないようにしたり、作業場の整理整頓を指導する等リーダーシップを発揮している。また、立地条件からこれまで台風時は早めに作業を切り上げて委託送迎者と連携して利用者を帰す等を行っており、災害時の対応体制について計画の中に詳しく作成している。 安全衛生推進者を設置し、必要な救急法にも職員が交代で出席している。 ただし、設備面や備蓄整備、また安否確認方法、自然災害時の地域関係機関の連携方法は対策が講じられておらず安全確保を目的としたマニュアルが整備されておらず、現場職員がどのような手順で動けばよいか具体的に示されていない。</p> <p>今後、安全確保のために把握すべきあらゆるリスクに応じたマニュアル作成と職員への周知、緊急時の各利用者の健康状況や連絡先が的確に医療機関等に伝達できる仕組みを整えることが待たれる。その上で利用者の安全を脅かす事例や問題点について職員及び利用者に対する研修を行い、事業所として更なる安全対策確立に期待したい。</p>	
4 地域との交流と連携	
(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価
① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	b
② 施設が有する機能を地域に還元している。	c
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p>【コメント】</p> <p>地域からの案内や人権に関するポスター等、利用者の目に付く廊下に掲示して情報提供している。また町内の運動会に利用者が参加したり、「ふれあい祭り」にうどん等の出店や、島原半島ツーデーマーチに職員、利用者共に参加して、ノーブルの存在を地域の人々に知ってもらい、交流や理解を得る機会を作ることに努めている。また、今年度、地域小学校で管理者が「人権擁護」に関する講師を行っており管理者もこれをスタートとして事業所の有する機能の地域還元ができればと考えている。</p> <p>しかし、以前行っていた夏祭り等、事業所側から地域に向けての行事がなくなり、利用者と地域の人たちやボランティアとの協働できる機会がなくなっている。</p> <p>今後は、地域との関わり方について基本的な考え方の文書化や、地域に向けての広報、支援活動の参加促進等、地域に向けての積極的な取り組みを期待したい。事業所から働きかけることで、地域住民の事業所への協力、連携体制や障害を持つ利用者への住民の理解を深めることに繋がることを期待する。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価
① 必要な社会資源を明確にしている。	c
② 関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>南島原市内に事業所パンフレットを置いたり、必要に応じて相談支援事業所との連携はあるが、利用者の状況に応じて対応できる関係機関や団体のリスト化や、その情報共有が職員間で図られておらず、地域社会資源との協働やネットワーク化にも取り組みがない現状である。</p> <p>年3回は県南支援ネットワーク協議会に職員が参加し、利用者の実習先の紹介等の相談を行っている。また、地域全体が過疎化に向かっている現状や社会福祉協議会が安否確認のために週に何度か配食サービスを実施していることは把握している。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価
① 地域の福祉ニーズを把握している。	b
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>地域関係機関との具体的な協働やネットワーク化への取り組みや、実際に関係機関や民生委員等との連携による地域福祉の具体的なニーズの把握までには至っていない。今後の取り組みに期待したい。</p> <p>来年度事業として、配食サービスを毎日利用したい障害者のために実施する計画で動いている。具体的に冷凍設備の視察等が行われているが、事業計画として明示はしていない。</p> <p>地域福祉の向上では今後、事業所の有する人材や機能を地域との連携を通じて還元するように努め、更に地域福祉向上に貢献されることが望まれる。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	
1 利用者本位の福祉サービス	
(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価
① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	b
<p>【コメント】 事業計画の中に「利用者それぞれのニーズ、特性に対応した個別支援に努めます」と利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示している。利用者の基本的人権や身体拘束、虐待防止については研修や会議をとおして職員に周知徹底している。 利用者へのサービス提供は、標準的な実施方法ではなく、個々に利用者本人に希望を聞きながら作成している。</p> <p>法人は個人情報保護方針を策定している。利用者のプライバシー保護について、一人になれるスペースを確保したり、職員が個別に相談を聞く機会を設けるなど工夫している。 利用者の情報を開示する場合は本人の同意を得ている。また、利用者名簿を廃止してフェイスシートで個々に保管しており、より一層のプライバシー保護に努めている。今後は、規程やマニュアルを定期的に点検し、見直すと共に職員への周知徹底にも期待したい。</p>	
(2) 利用者満足の向上に努めている。	第三者評価
① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	c
<p>【コメント】 利用者に対しては、旅行意向を選択式で調査したり、嗜好調査を行っているが、事業所についての満足度調査はまだ行っていない。利用者によっては、必要な支援として月に2、3回面談を行い、本人の希望や悩みなどを聴取している。 利用者満足を調査する体制はまだ未整備であるため、今後の取り組みに期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価
① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。		a
② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。		b
③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。		c
<p>【コメント】</p> <p>利用者が意見や相談を述べやすいように、受付窓口を重要事項説明書に記載し、玄関にも掲示している。契約時に家族にも文書を渡し説明しており、利用者との面談は相談室を設けており述べやすい環境を整えている。</p> <p>重要事項説明書には苦情への対応窓口として事業所内と別に第三者委員を設置し、公的機関の受付窓口も明記して解決の体制を整えている。2階には相談箱や記入カードも設置しており、食堂入口には苦情解決の体制や解決までのフローチャートを掲示している。個別の相談は、個人レベルの内容が多く、公表していない。</p> <p>利用者から出された意見や提案については、検討し迅速に対応を行っている。ただし、手順や対応等を規程したマニュアルは整備しておらず、その時の対応となっている。今後は事業所のリスクマネジメントの点からも利用者からの意見や提案などを記録する方法、報告や対応の手順を規程しマニュアルを整備することが望まれる。</p>		
2 サービスの質の確保		
(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		第三者評価
① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。		c
② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。		c
<p>【コメント】</p> <p>今回が初めての第三者評価受審である。そのため、自己評価作成も初めて取り組みが行われている段階である。今後は担当者を設置し、年に1回は全職員で自己評価に取り組み、結果を分析、検討する仕組みが望まれる。</p> <p>評価結果に基づく課題の抽出や職員間での共有化、改善に向けた検討もこれからである。</p>		
(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価
① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。		c
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		c
<p>【コメント】</p> <p>利用者個々の支援計画に、個別の配慮事項などが記載されているが、標準的な実施方法は文書化されていない。ただし、文書はないが職員間で指導法や実施についての手順などが周知されている。</p> <p>文書化されていないものの、標準的な休憩時間の見直しの検討や職員会議で出される見直し案については、積極的に検討し変更を行っている。特に個別支援計画作成会議録にはアセスメントから計画まで詳細な記録があり、マニュアル化できる段階である。</p> <p>標準的なマニュアルは必要であるため、現在、共有している支援方法をもとにマニュアルの作成に向けた取り組みに期待したい。</p>		

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(3) サービス実施の記録が適切に行われている		第三者評価
① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。		a
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。		b
③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。		a
【コメント】 6ヶ月ごとに支援計画書を見直している。モニタリング、計画作成は担当制となっており、本人の様子を支援日誌に記録し、評価、見直しに役立っている。 記録管理責任者は施設長と定めている。利用者の記録は永久保存としており、全て所定の場所に保存している。情報の開示については、重要事項説明書に明記し、利用者や家族に説明している。職員に対する個人情報保護と情報開示の研修会は5年前に実施したままとなっている。研修の再開が望まれる。 職員間で利用者の状況を共有するために、毎朝の朝礼や回覧板などを利用している。また必要に応じて随時職員を集めて伝えることもある。パソコンはネットワークシステムで情報を共有する仕組みとなっており、職員間での共有化のため環境整備に努めている。		
3 サービスの開始・継続		
(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		第三者評価
① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。		a
② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。		b
【コメント】 利用希望者に対して、当事業所の情報を提供するために、インターネット上にホームページを開いたり、役所にパンフレットを設置するなど工夫している。見学、体験入所も受入れており、想像だけで期待しすぎないように、どのような作業をしているか、どんな一日を過ごせるか理解してもらえよう対応している。 利用開始にあたっては、利用契約書、サービス利用説明書、重要事項説明書を用いて利用者と家族に説明し、同意を得ている。利用者の様子から他の事業所を利用することが望ましいと判断した場合は、十分に話し合い理解を得て手続きを行っている。同意書にはルビを振るなどわかりやすいよう工夫も見られる。 今後は絵などを入れて更にわかりやすい文書になるよう期待したい。		
(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		第三者評価
① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。		b
【コメント】 決まった書式はないが、他の施設への移行の際は、経歴などをまとめて記載した文書を提出している。また、終了後の相談などにも対応する旨を説明し、施設長が名刺を渡している。ただし、家族との情報交換などの連携がない。今後は家族との連携構築に向けた取り組みが望まれる。		

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

4 サービス実施計画の策定	
(1) 利用者のアセスメントが行われている。	第三者評価
① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	b
【コメント】 生活状況に変化があった場合は、目標が達成された時など必要に応じてアセスメントを実施している。個別支援計画会議には事務員も出席し、部門を横断した関係職員によって協議を行っている。利用者一人ひとりのニーズを把握するために、本人が表出できない場合は家族の希望を聞き取り反映している。	
(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	第三者評価
① サービス実施計画を適切に策定している。	b
② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 サービス実施計画策定の責任者は施設長である。サービス実施計画を策定するため、利用者の意向把握と同意を含んだ手順で実施しており、それぞれの利用者について生活上の留意点などが具体的に記述されている。今後は、策定した計画が日常的に実施されているか、適しているかなどを確認する仕組みを構築することが望まれる。 サービス実施計画は実施段階で本人の意向を確認し、拒否があった場合には見直して同意を得ている。見直しは基本的に6ヶ月ごとと定めており、組織的な仕組みとなっている。見直しは会議の場で周知し、欠席者には回覧し確認のサインを取ることで支援に差異がないよう工夫している。また、緊急に変更が必要な場合には、計画を見直し、次の会議にかけるなど仕組みを整備している。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-1 利用者の尊重

(1) 利用者の尊重	第三者評価
① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	a
② 利用者の主体的な活動を尊重している。	b
③ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。	b
④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	b
⑤ 利用者に対して緊急やむを得ない場合を除き、行動抑制や身体的拘束は行わないようにしている。	a
⑥ 利用者に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>全職員での個別支援計画会議ではモニタリングの結果をもとに、本人に必要な支援を検討し、計画に落とし込んでいる。利用者によっては月に2回、面談を行い作業で思っていること、不満な点、内心を吐露できる機会を作り、本人の安定につなげる支援を行っており、現状を評価し、面談回数が増加も検討している。意思伝達に支障のある利用者には表情や様子から読み取るよう努めている。また、利用者はコミュニケーションを取りやすい職員に話をしており、生活支援員を含む職員が知り得た情報は、通常は口頭で送りし、重要なことは回覧して職員間で情報を共有している。</p> <p>事業所での活動は、作業中心であるがその中でも外部での作業は、本人の意思を尊重し、承諾を確認してから依頼している。事業所内の作業では、本人の希望する作業が可能かどうかを判断し、話し合いながら本人の納得を得て担当する作業を決定している。グループホームに居住する利用者は、グループホーム内に自治会があるが、事業所内には自治会や利用者の会などの組織はない。利用者の主体的な活動を尊重する観点から、自治会もしくは利用者の会などの組織化が求められる。</p> <p>日常生活を自力で行える利用者がほとんどであるため、職員が見守るケースが少ない。施設外作業での排泄時に時間を決めて職員が声をかけ、失敗がないように支援する場合があります。また、職員間で検討し支援している。また、施設内では、自力で排泄できるように洋式トイレを設置しており、利用者に合わせた検討と実施する体制が整備されている。今後は定期的な検討を期待したい。</p> <p>利用者のエンパワメントを引き出す工夫として、本人の能力を十分に把握し、調理補助の場を設けている。食材の下ごしらえから調理、配膳まで一貫して補助の場を用意して、日々支援している。</p> <p>また、現在新事業考案中であり、そのため利用者と職員が県外へ視察で出かけ体験、学習の機会を設けている。相手へ伝えるための話し方については、場面ごとに説明し支援している。ただし、利用者自身が人権意識を高められるように、情報や資料の提供については、人権週間のポスター掲示以外には取り組みがない。</p> <p>過去一年間に行動抑制、身体拘束の事例及び不適切な関わりの問題が発生していない。</p> <p>身体拘束については、サービス利用契約書に事業者の具体的義務に身体拘束の禁止を明記している。また緊急やむを得ない場合は拘束実施の記録を取ることを重要事項説明書に記載している。行動抑制や身体的拘束の禁止に関する研修は年1回実施しており、職員間で話し合い注意しあっている。また行動抑制と疑われる行為については、主任から管理者へ報告し、管理者から指導しており、透明性を確保するよう努めている。</p> <p>暴力や心理的虐待などの不適切な関わりについて、研修を行い職員に周知している。ただし、就業規則や法人内研修など職員への周知に向けた取り組みは行われているものの、利用者に対しての周知は行われていない。また、これまで事例がないため、日常的に会議等で取り上げたり、発見した際の記録や報告の流れなどを明文化していない。今後は職員への周知に向けた検討工夫が望まれる。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-2 日常生活支援	
(1) 食事	第三者評価
① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	c
② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	b
③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。	b
<p>【コメント】</p> <p>食事について介助を受けて食事を取るような障害のある利用者はおらず、自立して食事を楽しんでいる。アレルギー除去食を必要とする利用者はいないものの、糖尿病疾患、高脂質血症疾患の利用者がおり、炭水化物や油物、塩分を調節している。ただし、この留意点がサービス実施計画には記載されていない。</p> <p>食事介助等のマニュアルを整備していないため、研修や周知、見直しなどは存在しない。</p> <p>生活支援員が調理を担当しており、利用者は作業の休憩時間などに食べたいものを伝えている。端午の節句には若竹汁を提供したり、冬至にはかぼちゃを使った献立など季節感に配慮して提供している。給食会議は月に1回行っており、検食は職員が行い、気づいたことを話し合っている。また法人の給食会議も別に月に一度開催されており、報告している。</p> <p>施設外作業から戻って昼食を取る利用者には、温かい食事を提供するように配慮しており、利用者は楽しく、美味しく昼食の時間を楽しんでいる。今後は定期的な嗜好調査を実施し、献立に反映する取り組みに期待したい。</p> <p>食堂は明るく清潔であり、テレビもあり、テーブルも多く配しており、利用者が思い思いの場所で気のあった仲間と食事が楽しめるよう工夫している。また、午後の作業開始時間が決まっているものの、早く食堂を出る利用者やゆっくりテレビを見ながら食事を楽しんでいる利用者など個々にあった食事時間となっている。</p> <p>ただし、冷水器が故障してからは自由に水分を摂る設備がなく、利用者は自動販売機を利用する他ない環境となっている。健康に配慮し、水分補給の面からも検討が望まれる。</p>	
(2) 入浴	
① 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	対象外
② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。	対象外
③ 浴室・脱衣場等の環境整備は適切に行われている。	対象外
(3) 排泄	第三者評価
① 快適な排泄ができるよう介助に配慮している。	c
② トイレは清潔で快適である。	b
<p>【コメント】</p> <p>排泄介助が必要な利用者がないため、サービス実施計画や個別チェックリスト、マニュアルなどの作成を行っていない。</p> <p>利用者の作業として毎日10分間のトイレを含む掃除を行っているため清潔なトイレ環境となっている。現在、補助具等の配備を要する事例はない。プライバシーに配慮した構造で、一人用トイレがあり和式、洋式も備えている。採光、照明も適切で温度管理は職員が行っており快適である。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

(4) 衣服	
① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	対象外
② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	対象外
(5) 理容・美容	
① 利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。	対象外
② 理髪店や美容院の利用について配慮している。	対象外
(6) 睡眠	
① 安眠できるように配慮している。	対象外
(7) 健康管理	
	第三者評価
① 日常の健康管理は適切に行われている。	c
② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	c
③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実にされている。	c
【コメント】	
<p>法人内のグループホームで生活している利用者についての健康管理はグループホームで行っており、状態は電話で連絡があるため把握している。また、自宅から通う利用者の健康管理は家庭で行っており、家庭に任せている。このため、事業所では健康管理に関する記録、マニュアル等は整備していない。グループホームから通所する利用者の日中の服薬は生活支援員が支援しているが、自宅から通う利用者の服薬は家庭で管理し昼間の服薬支援はない。職員はインフルエンザ予防、衛生管理の研修を受講している。今後は、家庭と連携を取る方法を検討し、利用者の健康管理について協力体制の構築が期待される。</p> <p>予防接種、歯科医受診も同様であり、協力医はいるが事業所から通院、往診の事例はない。また、事業所内で健康面に不調があった場合に備えたマニュアルを整備し、職員が対応できるよう周知する取り組みが望まれる。</p> <p>過去1年間に薬物使用の誤り等の問題が発生していない。グループホームから渡される薬は一週間分を生活支援員が預かり管理している。薬物管理、取り違え、誤薬等の対応についてなどのマニュアルは整備されていない。今後、マニュアルの整備、職員への対応における研修等の開催を含め、取り組みを期待したい。</p>	
(8) 余暇・レクリエーション	
	第三者評価
① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	b
【コメント】	
<p>余暇・レクリエーションは、旅行先、そこでの食事について利用者の希望を取るためにアンケートを通じて意向を把握し反映している。1年に1度の地域のロードレース大会は、種目を選択し参加したり、見学し応援するなど利用者の楽しみとなっている。また、地域のふれあい祭はポスターを施設内に掲示して告知し、口頭でも伝えるなど地域の社会資源を有効に活用している。</p> <p>企画・立案は職員が行い、利用者と一緒に楽しめるよう検討しており、運動会には必要に応じて、専門学校生、大学生のボランティアを受け入れている。</p>	
(9) 外出、外泊	
① 外出は利用者の希望に応じて行われている。	対象外
② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。	対象外

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

(10) 所持金・預かり金の管理等	第三者評価
① 預かり金について、適切な管理体制が作られている。	対象外
② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。	a
③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>個別の新聞・雑誌の購買はグループホーム、家庭で行っており、事業所では例がない。事業所は玄関横に新聞を購読できるよう配している。利用者はラジオやテレビについては出退時、休憩時に見たり聞いたりしており、携帯電話の利用法はグループホームや保護者が指導している。共同で利用するテレビ等は、利用者同士で譲り合って利用している。</p> <p>喫煙する利用者、職員がおり、喫煙場所は建物の外に灰皿を置いており、ルールを決めて他の利用者や職員の迷惑にならないよう守っている。</p>	
A-3 安全・衛生・事故防止	
(1) 安全・衛生・事故防止	第三者評価
① 安全確保や衛生管理又は事故防止に関するマニュアルが整備されており、その対応方法について全職員に周知されている。	b
② 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	c
<p>【コメント】</p> <p>過去1年間に事故や災害、衛生管理等の問題が発生していない。衛生管理マニュアル・事故対応マニュアルは整備されており、外部研修、内部研修などで職員に周知している。マニュアルは定期的に点検し、必要に応じて見直すなどの取り組みが必要と思われる。今後期待したい。</p> <p>ヒヤリハット等の事例を収集したり、事故防止のチェックリストの整備がされていない。そのため、事故防止に向けた具体的な取り組みが行われていない。</p> <p>今後は、作業中や送迎中など様々な場面での事故防止に向けてチェックリストや事例収集、分析検討会議などの取り組みに期待したい。</p>	

事業所プロフィール（障害者・児施設）

1. 事業所名称：ノーブル
2. 種別：就労継続支援A型、就労継続支援B型
3. 当該事業の開始年月日：平成10年9月1日 知的障害者福祉工場として開設
平成19年5月1日 就労継続支援A型に移行
平成22年4月1日 就労継続支援B型を開始
4. 事業所の長の氏名（施設長等）：林田 敬一郎
5. 運営主体：社会福祉法人つかさ会
6. 事業所所在地：南島原市加津佐町戊1152-19
7. 連絡先
電話番号：0957-87-5977
Fax 番号：0957-87-5978
Eメール：noble@fukushi-net.or.jp
ホームページ：tukasakai.net/index.php
8. 同一事業所（同一敷地内または同一建物内で行われる事業を指す）で実施している同一運営主体の主な福祉サービス事業

なし

9. 事業所が大切にしている考え方（事業所の理念や基本方針等を簡潔にお書きください。リーフレット等の資料を添付していただいても結構です。）

- ・働いてよかったと思われる職場づくり
- ・障害の特性に配慮した働き方や支援の方法

10.現在の職員数（ 23年 12月 15日現在）

常勤職員数： 5 人 非常勤職員数： 2 人 （常勤換算： 6.2 人）

単位：人

職種 形態	施設長	事務長	事務員	生活支 援員	作業指 導員	支援員 補助	嘱託医	運転手	
常勤	1			1	3				
非常勤			1					1	

単位：人

資格 形態	社会福祉 士	介護福祉 士	看護師	准看護師	知的障害援 助専門員		
常勤							
非常勤							

11.定員及び現在の利用者等（ 23年 12月 15日現在）

(1) 対象地域：南島原市、雲仙市

(2) 対象年齢：18歳～59歳

(3) 定員及び利用者数

	定員(人)	利用者数(人)
就労継続支援A型	10	13
就労継続支援B型	10	11
計	20	24

12. サービス内容(事業内容)

- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型

開所時間：9：00～16：30

休日：日曜日、祭日

健康管理：年1回、健康診断を実施

食事：昼食を提供している

地域との交流：近隣の小学校との交流

保護者会活動：行事や研修会を合同で開催している。

主な行事：運動会（法人全体で開催）

利用者球技大会

旅行

もちつき・忘年会

13. 現在のサービス提供能力（利用状況）と利用者数

（以下のいずれかに○印をおつけください）

- ① サービスを希望しながら待っている人がかなりいる。
- ② ほぼサービス提供能力に見合った利用者数で、待っている人はほとんどいない。
- ③ サービス提供能力に余力があり、希望者があれば受け入れたい。

※ 就労継続支援B型は、余力がある。

14. 施設の状況

(1) 敷地面積：576.78 m² / 建物面積：607.05 m²

(2) 施設の設置形態

・単独設置の場合

（2 階建）

・他施設と併設の場合

併設施設種別：

施設の使用階数： 階部分

・建築（含大改築）後の経過年数：（13 年）

・3年以内の大改築計画の有無：（有 ・ 無）

(3) 施設設備の概要

・素麺結束機

(4) 立地条件など

① 交通の便： 駅から 徒歩・バス・その他（ ）で 分

 加津佐橋 バス停から 徒歩・その他（ ）で 15 分

② 近隣の環境（周辺道路の状況、近隣の施設や建物、公園までの距離など）

・県道209号線沿い。近隣の建物：山口小学校

15. 苦情解決の体制について

(1) 第三者委員設置の有無

設置している (委員数 2 人) ・ 設置していない

(2) 第三者委員の活動状況 (定期的な訪問を依頼しているような場合その訪問頻度等)

特になし

(3) その他苦情解決に向けての取組み (意見箱の設置、オンブズマンの導入等) についてご記入ください。

・ 相談箱の設置

16. 各種マニュアルの整備

(1) 基本業務実施マニュアル (整備している 整備していない)

(2) 感染症対応マニュアル (整備している 整備していない)

(3) 事故発生対応マニュアル (整備している 整備していない)

(4) その他のマニュアル類がありましたらご記入ください

17. 事業所の特徴：サービス面で、他の事業所と比較をして優れていると思われる点、特徴があると思われる内容を3つ以内でお書きください。

利用者の視点に立ち、物事を考える。
個人の能力に応じた作業（サービス）の提供。

生産活動のコスト意識。

作業内容が変わることが少なく、安定した作業量が確保できている。

長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(障害者(児)施設・事業)

評価機関名	福祉総合評価機構
-------	----------

事業所名称	ノーブル
-------	------

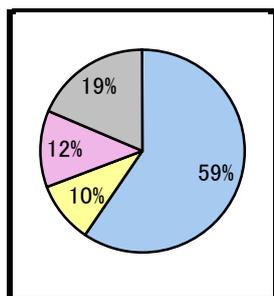
調査の対象・方法	<p>対象： ノーブルの利用者</p> <p>方法： 対象者へ調査用紙を配布。 各自記入の上、評価機関へ直接郵送回収。</p>
----------	---

調査実施期間	平成23年11月1日から 平成23年11月30日まで
--------	----------------------------

アンケート結果平均（無回答・無効・非該当を除く 392 件内）

利用者総数	23 人
調査対象者数	23 人
有効回答数	21 人
回収率	91 %

はい	233 件	59%
どちらともいえない	38 件	10%
いいえ	48 件	12%
わからない	73 件	19%



総 評	<p>本アンケートは23人中21人の回答を得て91%と高い回収率となった。</p> <p>アンケート実施にあたり、事業所と協議し本人がわかる範囲での記入を依頼し記入して頂いた。</p> <p>アンケートの結果から、利用者の満足度が特に高い項目は「食事」が90.5%で一番高く、次いで「排泄」85.7%「利用者の意向の尊重(職員はあなたを大切にしてくれますか)」81.0%である。</p> <p>その後に続くのは職員の対応「職員は親切、丁寧に対応してくれますか」76.2%「職員は何かにつけ気軽に声をかけてくれますか」66.7%となっている。</p> <p>低い項目は、「苦情がある場合の受け付けや解決にの仕組みについて説明がありましたか」33.3%で、いいえ、わからないの回答が上回っている。また、「施設の理念や方針について、知っていますか」38.1%とこれも低い回答となっている。</p> <p>このような結果から、利用者は、職員の対応、食事などの満足度が高く、日々の活動意欲につながっているのではと推察される。また、理念や基本方針を周知する取り組みや苦情に関する仕組みの説明などが待たれる。</p>
-----	---

長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(障害者(児)施設・事業)

事業所名称	ノーブル	有効回答数	21人
-------	------	-------	-----

評価対象	No	質問項目	回答	回答数	(%)
全サービス共通項目					
施設の理念 基本方針	1	施設の理念や方針について、知っていますか。	はい		8件 38.1%
			どちらともいえない		1件 4.8%
			いいえ		1件 4.8%
			わからない		10件 47.6%
			無回答・無効		1件 4.8%
	2	【はいの場合】施設の方針は、自分にとって適切だと思いますか。	はい		5件 23.8%
			どちらともいえない		2件 9.5%
			いいえ		0件 0.0%
			わからない		0件 0.0%
			無回答・無効		1件 4.8%
			非該当		13件 61.9%
職員の対応	3	職員は親切、丁寧に対応してくれますか。	はい		16件 76.2%
			どちらともいえない		3件 14.3%
			いいえ		0件 0.0%
			わからない		0件 0.0%
			無回答・無効		2件 9.5%
	4	職員は何かにつけ気軽に声をかけてくれますか。	はい		14件 66.7%
			どちらともいえない		2件 9.5%
			いいえ		3件 14.3%
			わからない		1件 4.8%
			無回答・無効		1件 4.8%
プライバシーへの配慮	5	「あなたが秘密にしたいこと」を他人に知られないように配慮してくれますか。	はい		12件 57.1%
			どちらともいえない		3件 14.3%
			いいえ		0件 0.0%
			わからない		5件 23.8%
			無回答・無効		1件 4.8%
利用者の意向の尊重	6	職員はあなた(あなたの意思)を大切にしてくれますか。	はい		17件 81.0%
			どちらともいえない		1件 4.8%
			いいえ		0件 0.0%
			わからない		2件 9.5%
			無回答・無効		1件 4.8%
	7	施設の中では「自分のしたいことができる雰囲気」がありますか。	はい		10件 47.6%
			どちらともいえない		1件 4.8%
			いいえ		1件 4.8%
			わからない		8件 38.1%
			無回答・無効		1件 4.8%
	8	困ったことを相談できる職員がいますか。	はい		12件 57.1%
			どちらともいえない		3件 14.3%
			いいえ		5件 23.8%
			わからない		0件 0.0%
			無回答・無効		1件 4.8%
苦情受け付けの方法等	9	苦情がある場合の受け付けや解決の仕組みについて、説明がありましたか。	はい		7件 33.3%
			どちらともいえない		1件 4.8%
			いいえ		4件 19.0%
			わからない		7件 33.3%
			無回答・無効		2件 9.5%

長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(障害者(児)施設・事業)

事業所名称		ノーブル		有効回答数	21人				
評価対象	No	質問項目	回答	回答数	(%)				
不満や要望への対応	10	不満や要望を気軽に話すことができますか。	はい	13件	61.9%				
			どちらともいえない	4件	19.0%				
			いいえ	2件	9.5%				
			わからない	1件	4.8%				
		無回答・無効		1件	4.8%				
			11	職員は不満や要望に対してきちんと対応してくれますか。	はい	10件	47.6%		
					どちらともいえない	4件	19.0%		
					いいえ	1件	4.8%		
わからない	5件	23.8%							
		無回答・無効		1件	4.8%				
			12	あなたが要望したことが他の職員にも伝わっていますか。	はい	10件	47.6%		
					どちらともいえない	1件	4.8%		
					いいえ	2件	9.5%		
わからない	7件	33.3%							
		無回答・無効		1件	4.8%				
			13	職員はみな同じように接触してくれますか(職員によって言うことやすることに違いがありませんか)。	はい	12件	57.1%		
					どちらともいえない	3件	14.3%		
					いいえ	1件	4.8%		
わからない	4件	19.0%							
		無回答・無効		1件	4.8%				
			14	施設の中で怪我をしたことがありますか。	はい	2件	9.5%		
					どちらともいえない	1件	4.8%		
					いいえ	17件	81.0%		
わからない	1件	4.8%							
		無回答・無効		0件	0.0%				
			15	【はいの場合】怪我をした後の対応は適切でしたか。	はい	2件	9.5%		
					どちらともいえない	0件	0.0%		
					いいえ	0件	0.0%		
わからない	0件	0.0%							
		無回答・無効		0件	0.0%				
				非該当		19件	90.5%		
					16	この施設の利用を始める前に、施設での生活や支援の内容についてわかりやすい説明がありましたか。	はい	11件	52.4%
							どちらともいえない	1件	4.8%
いいえ	0件	0.0%							
わからない	9件	42.9%							
		無回答・無効		0件	0.0%				
			17	実際に入所・利用してみて、説明どおりでしたか。	はい	11件	52.4%		
					どちらともいえない	1件	4.8%		
					いいえ	1件	4.8%		
わからない	7件	33.3%							
		無回答・無効		1件	4.8%				

長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(障害者(児)施設・事業)

事業所名称	ノーブル	有効回答数	21人
-------	------	-------	-----

評価対象	No	質問項目	回答	回答数	(%)	
個別サービス項目						
進路や地域生活移行への支援	18	職員は進路や家庭での生活等、あなたの今後について、支援や相談に応じてくれますか。	はい		11件	52.4%
			どちらともいえない		3件	14.3%
			いいえ		3件	14.3%
			わからない		4件	19.0%
			無回答・無効		0件	0.0%
食事	19	食事はおいしく、楽しくたべられますか。	はい		19件	90.5%
			どちらともいえない		2件	9.5%
			いいえ		0件	0.0%
			わからない		0件	0.0%
			無回答・無効		0件	0.0%
排泄	20	排泄について、あなたの希望に応じてくれますか。	はい		18件	85.7%
			どちらともいえない		0件	0.0%
			いいえ		0件	0.0%
			わからない		2件	9.5%
			無回答・無効		1件	4.8%
医療、服薬の管理等	21	病気やケガの時には、薬を飲ませてくれたり、病院に連れて行ってくれますか。	はい		13件	61.9%
			どちらともいえない		1件	4.8%
			いいえ		7件	33.3%
			わからない		0件	0.0%
			無回答・無効		0件	0.0%